

子どもの性被害の状況について

長野県子どもを性被害から守るための条例について（概要）	P1
長野県子どもを性被害から守るための条例（本文）	P3
子どもの性被害の状況の公表と検証について	P7
長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について	P8
これまでの長野県子ども支援委員会における「長野県子どもを性被害から守るための条例」に関する事案の検証状況	P10
これまでの長野県青少年問題協議会における「長野県子どもを性被害から守るための条例」に関する事案の検証状況	P12
これまでの「子ども支援委員会」及び「青少年問題協議会」での検証等を踏まえ平成30年度に拡充等する主な施策・取組	P13
平成30年度子どもを性被害から守るための取組関係事業	P17

長野県子どもを性被害から守るための条例について(概要)

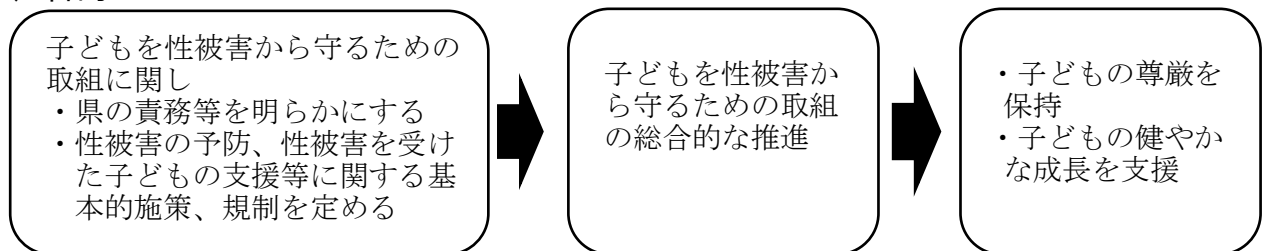
県民文化部次世代サポート課

1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

2 条例の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

- ・ 子ども（18歳未満の者）は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- ・ 子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

(3) 責務

対象者	責務の内容
県	・ 子どもを性被害から守る取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・ 関係者との連携協力 ・ 県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組への協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組への協力

(4) 基本的施策

区分	項目	内容
予防	人権教育・性教育の充実	・ 学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・ 地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等

	インターネットの適正な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等 ・情報通信事業者等との連携協力
	相談体制の充実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に対する研修等
被害者支援		<ul style="list-style-type: none"> ・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等 ・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修等
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

(5) 規制項目等

項目	内容
大人の責任 (基本的な考え方)	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないこと
威迫等による性行為等の禁止	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止 (罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止
深夜外出の制限	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則:30万円以下の罰金)
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

(6) 施行期日 平成 28 年 7 月 7 日
(規制項目に係る規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行)

改正 平成29年10月16日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為

(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為

(4) 第19条第1項の罪に当たる行為

(5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為

(6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備

すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

(基本理念)

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。

(2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念(第15条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。)に関する教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(性被害の予防のための教育の充実)

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(インターネットの適正な利用の推進)

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

(県民運動の推進)

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

(性被害を受けた子どもへの支援)

第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大人の責任)

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

(威迫等による性行為等の禁止)

第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(罰則)

第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（平成28年7月7日）から施行する。ただし、第17条から第20条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年10月16日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

子どもの性被害の状況の公表と検証について

県民文化部次世代サポート課

「長野県子どもを性被害から守るための条例」の規制項目が平成 28 年 11 月 1 日から施行されたことを踏まえ、子どもの性被害の状況及び条例の運用状況等を適切に県民と共有していくことが必要であることから、今後、次のように公表と検証を行っていく。

1 子どもの性被害の状況の公表

○ 公表内容

個人のプライバシーに配慮し、被害者等が特定されないように配慮して次の事案の概要を公表

(1) 逮捕等の事案

- ① 長野県警察が逮捕した事案
- ② 逮捕には至らない、子どもに対する性行為等事案

(2) 児童相談所、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談状況

○ 公表方法

原則年 1 回プレスリリースやホームページで公表

2 第三者による条例の運用状況の検証

○ 「長野県子ども支援委員会」での検証

人権侵害への対応の観点で、個別事案を詳細に検証（非公開）

○ 「長野県青少年問題協議会」での検証

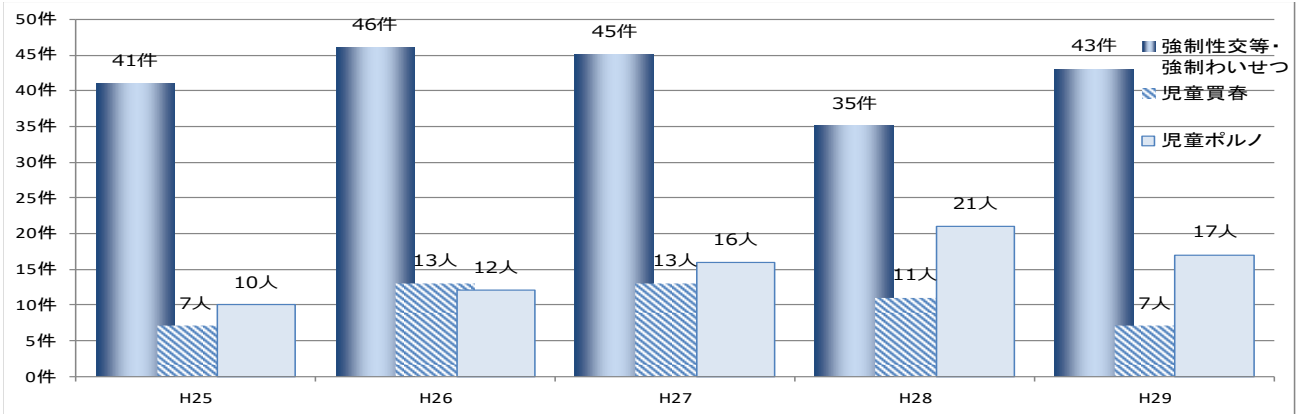
条例の運用や施策の充実の面から検証（公開）

参考：子ども支援委員会及び青少年問題協議会について

長野県子ども支援委員会	長野県青少年問題協議会
☆目的 子どもに対する人権侵害に関する調査審議	☆目的 青少年の育成・保護等施策に関する調査審議
☆委員構成 児童精神科医、弁護士、臨床心理士等 5名	☆委員構成 大学教授、NPO、青少年育成団体、中・高校長等 15名
☆設置根拠 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第 19 条の規定により設置	☆設置根拠 地方青少年問題協議会法第 1 条の規定により設置

長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

1 県内の子どもの性犯罪被害の状況（警察統計から）



県内		(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ		41件	46件	45件	35件	43件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春		7人	13人	13人	11人	7人	被害者数
禁止法	児童ポルノ		10人	12人	16人	21人	17人	〃
長野県子どもを性被害から守るための条例	威迫等による性行為		-	-	-	0人	0人	〃
	深夜外出		-	-	-	0人	2人	
合 計			58	71	74	67	69	

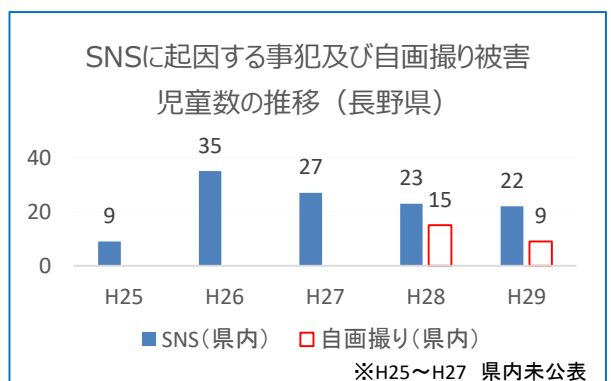
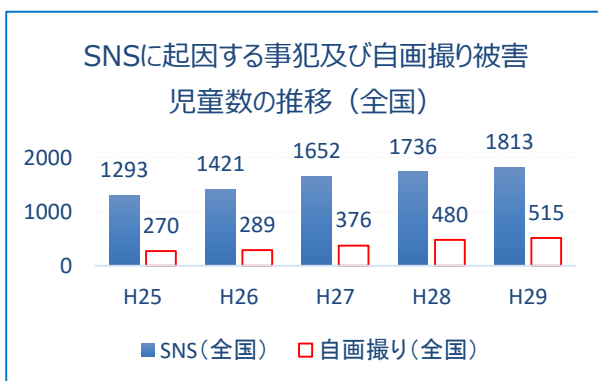
(参考:全国)

刑法	強制性交等・強制わいせつ	4506件	4226件	3628件	3245件	3233件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春	462人	466人	518人	577人	645人	被害者数
禁止法	児童ポルノ	646人	746人	905人	1313人	1216人	〃
都道府県の青少年保護育成条例等	みだらな性行為等	1344件	1312件	1266件	1305件	未公表	送致件数
	深夜外出	1123件	1101件	1030件	858件	未公表	〃

子どもが被害者となる犯罪の主な摘発事例（長野県警少年課「平成29年 少年非行の概況」から抜粋）

- 児童買春
 - ・ 女子児童（当時15歳）に現金を供与する約束をしてホテルで児童買春。
- 児童ポルノ
 - ・ 出会い系アプリを通じて知り合った女子児童（当時14歳）の胸などをデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを製造。
 - ・ 女子児童（当時16歳）の胸等の画像をツイッターを利用して公然と陳列。

(参考) SNSに起因する事犯及び自画撮り被害児童数の推移



2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況

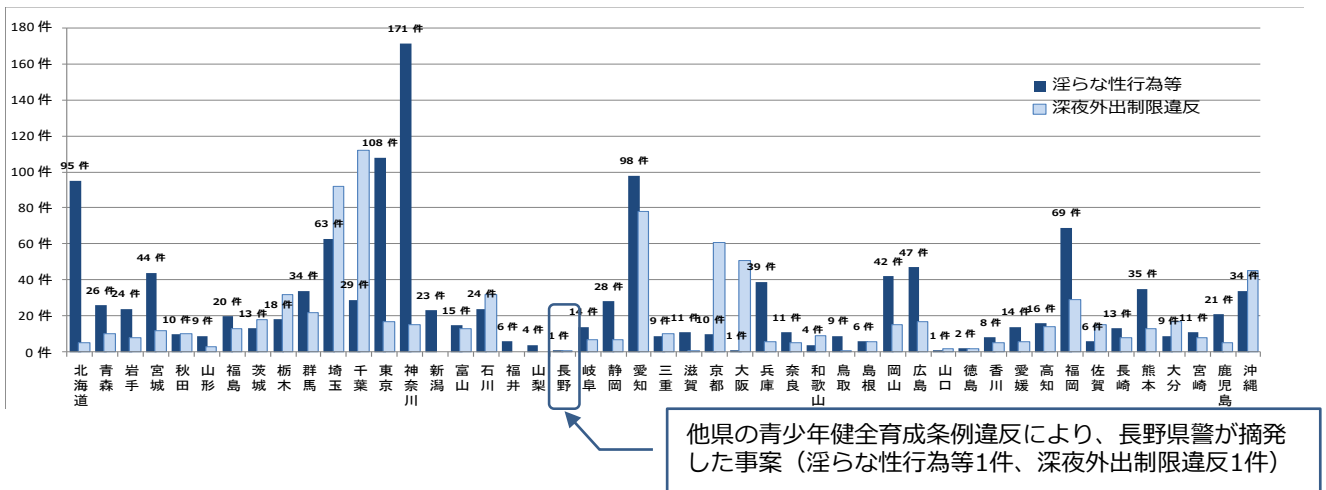
平成29年度第1回青少年問題協議会（H29.6.5）以降、県警から県に報告のあった威迫等による性行為等（条例第17条第1項）及び深夜外出制限（条例第18条第2項）の違反事案は0件
威迫等に該当しない性行為等（いわゆる第2類型※）の事案に関する報告も0件

内 容	県警から県へ報告のあった事案 を事案の発生時期で集計		県警から県へ報告のあった事案 を報告時期で集計※※	
	H28.11～H29.3	H29年度	H28.11～H29.3	H29年度
威迫等による性行為等 （条例第17条第1項）	0件	0件	0件	0件
深夜外出制限違反 （条例第18条第2項）	2件	0件	0件	2件
威迫等に該当しない性行為等 （本県罰則なし：第2類型※）	4件	0件	2件	2件

※ 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

※※ 今後は、報告時期で集計した形で公表（事案の発生時期で集計した場合、県警からの報告事案の中に発生から1年以上経過しているものが含まれていると、公表値を過去に遡って訂正する必要があるため）

（参考）都道府県別の青少年保護育成条例等の摘発件数（H28：暦年）
全国 淫らな性行為等 1,305件 深夜外出制限違反 858件



3 長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）の相談状況（H29年度）

総相談件数72件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は37件

72件の事案に対してセンターが行った対応について、平成30年（2018年）5月14日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営会議に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	強制性交等	強制わいせつ	性的虐待・ DV（性暴力）	小計	その他	合計
被害時年齢が18歳未満の件数	11件	12件	7件	30件	7件	37件

注）上記区分は相談内容から判断したもの（警察認知ではない）

4 児童相談所の状況

平成29年度の状況が未発表（6月中旬以降、公表予定）のため、次回の青少年問題協議会で報告

これまでの長野県子ども支援委員会における 「長野県子どもを性被害から守る条例」に関する事案の検証状況

県民文化部次世代サポート課

1. 検証の視点

子どもへの人権侵害や被害児童へのケアの充実の観点から、個別事案を検証（非公開）

2. 検証案件

平成 29 年 3 月 22 日から 11 月 8 日までに開催された合計 5 回の子ども支援委員会において、県警察本部から情報提供のあった下記 6 件の案件について検証を実施。

深夜外出制限違反（条例第 18 条第 2 項）	2 件
威迫等に該当しない性行為等（本県の条例上罰則なし：第 2 類型 [※] ）	4 件
合 計	6 件

※青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

【上記 6 件の内訳】

- (1) 行為者（大人）：県内 4 人、県外 2 人
- (2) 被害者（子ども）
 - ・男子 1 人、女子 5 人
 - ・13 歳～15 歳未満：3 人、15 歳～18 歳未満：3 人
- (3) 行為者と知り合ったきっかけ
 - インターネットを介して知り合った：6 件

3. 委員意見（要旨）

課 題	委員意見（要旨）
被害児童の性に関する意識の希薄さ等	<ul style="list-style-type: none"> ●被害意識がある子どもへはケアが必要だが、被害意識がなく（乏しく）、安易な性行動を起こす（性行為の意味又はリスクを正しく認識していない）子どもに関しては教育・指導が必要。 ●インターネットなどで知らない人とつながって性行為にすんなりと言って行ってしまおうという感覚が危険。その危険性を知らせる教育は大事。これという特効薬はないと思うので、考え得ることをやっていく。 <p>【性教育について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「あなたが大事だよ」ということを家庭の中でしっかり伝えていくべき。それが伝わっている子どもは、軽はずみな行動はしない。私はそんなことをされていい人間ではないというふうに拒否ができるはず。 ●子どもが嫌なことは嫌という力をつけてもらいたい。CAP プログラムを幼児期から生かしてもらえそうなことを考えてほしい。 ●性教育は、抽象的なものでなく、妊娠や性感染症、お互いを傷つけることもあることなど、子どもたちに整理して伝えるべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ●性教育のあり方は、ただセックスがどうだとか妊娠がどうだとかではなくて、命であったり、自分自身であったり、色々なものを大事にしていくということを教育することが大事。 ●「命が大事」のみを教えるのではなく、その大事な命をどう育てていくかというライフデザインを併せて教えていく。 ●性に興味があることと、現実はどう実行するかは別。自分はそれをやっていいのかという教育が、性教育の中に盛り込まれて行くことが必要。 ●性に対する興味がるのは 当然だが、その興味のままに行動して失敗して後悔することがないように教育をする。後悔だけでなく、もっと深刻な問題になり得るということや、自分が傷つくんだということを事前に教えることが必要。
子どもの孤立の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な大人が関わるることができる子どもの居場所をもっと考えていかなければならない。 ●もしかしたら、保護者には言えないことがあって、知らない人に行ってしまったのではないか。 ●学校で把握や対応ができない 不登校や引きこもりの子どもに対して、きめ細かな支援をお願いしたい。
保護者への支援、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●困っている保護者に対する就労支援が特に大切。県では就労支援員を配置しているが、支援が本当に必要な人が就労支援のことを知らず、支援が行き届いていない場合がある。 ●保護者の意識の薄さは、子どもの意識の薄さよりも怖い。保護者に意識を持たせることが大事。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●事案直後は、本人・家族ともに、「被害感情」よりも、「これ以上、事案に触れないでほしい」「世間を騒がせた」などの意識が強く働くため、多くの場合、「ケアを望んでいない」という形になるのではないか。 ●現時点でカウンセリングやケアを必要としていなくとも、将来、今回の事案が精神的な障害となり、ケアが必要になることもある（何年か後に、恋人ができた時など） ●今は関わってほしくないかもしれないが、後になって相談したくなった時に相談できる機関などをペーパーで渡してほしい。
被害直後の対応	<p>性行為を受けた子どもは、妊娠検査や HIV 検査をきちんと受けているのか。</p>
子どもの人権への配慮等	<ul style="list-style-type: none"> ●条例の趣旨である、「大人の責任」として「大人が子どもを性被害から守る」「子どもの人権を守る」という視点が重要である。事案が表面化したことにより、「子どもの人権が守られない」ことがあってはならない（事案により、子どもが家庭内で居場所を失う（居づらくなる）など） ●報道だとか立件されることによって子どもが受ける二次的被害についても、予防していかなければならない。 ●世間の風潮が子どもから誘ったのではないかとなくなってしまうと、被害を訴えられなくなる子どもが出てきてしまうのが心配。

これまでの長野県青少年問題協議会における 「長野県子どもを性被害から守る条例」に関する事案の検証状況

県民文化部次世代サポート課

1. 検証の視点

県内の子どもの性被害の状況のデータを基に、条例の運用や性被害防止のための施策の充実の観点から検証

2. 委員意見（要旨）

（1）子どもの性被害防止対策

- ① 家庭内における孤立や自己肯定感の欠如が背景にあると思う。スクールサポーターなど、誰かにつながる必要がある。
- ② スマートフォンの利用状況の低年齢化などから、「性被害防止教育キャラバン隊事業」等による中学校への指導啓発を広げるべき。
- ③ これほどインターネットなどの SNS の被害が多いにも関わらず、調査によると 78.8%が「契約当時からフィルタリングの利用なし」となっている。その理由は、「子どもを信用している」、「子どもに反対された」という回答だが、子どもはすごく興味があるので、場合によっては疑ってかかる必要もある。また、子どもに反対されたからって、外すのもいかなものか。このことは、学校の先生と連携しなら保護者への話題にしていければと思う。
- ④ 興味本位で、インターネット空間に自ら入って行って被害に遭ってしまうケースが多い。ネットパトロールが重要。
- ⑤ 性について家庭でどう教えたらいいのかという疑問のお母さんが多い。「低学年の子どもから保育園幼稚園の子どもがいるんだけど、年齢に合わせる話ってすごく難しいんだよね」という話を聞く。はぐらかしてしまうのではなく、子どもの年齢に応じた説明ができる保護者の知識が課題となってくると思う。保護者への教育が必要。
- ⑥ 啓発用 DVD の活用等による子どもへの教育も重要。予算措置をして長野県で作成しなくても、全国的なものとして共通に使えるものがあるので、十分活用してもらいたい。
- ⑦ 子どもに対する指導効果を上げるため、教師、保護者に対する研修が重要。
- ⑧ 子どもへの性教育やインターネット等の情報モラル教育は、「何を教えるか」ということも大事だが、どう教えるか、学ぶかという「学び方」が重要。単に人の話を聴くだけでは知識は定着しないので、自分で調べたり、人に教えたりするようなアクティブラーニングが必要。ワークショップなど、子どもが理解しやすい方法を考えていくことも大切。
- ⑨ 人に着目するのではなく、危険な場所や時間帯（下校時等）に着目した対策が必要。「知らない人について行かない」、「不審者に気を付けろ」と言っても、子どもは少し会話をすれば「知った人」になってしまうし、不審者は不審な言動をしない部分がある。

（2）被害者へのケア

- ① 被害に遭った子どもに対する事件後の対応が重要。
- ② 被害を受けた側の立場に立って言えば、警察から聴取を受けるというだけでも、精神的にきつい。事情聴取の段階からカウンセラー（県警のカウンセラーではない者）に同席いただき、その後ケアにつながっていかないか。

（3）加害者へのケア

「加害の大人又は子どもに対してどのようなケアをしていくか」という視点は必要。

これまでの「子ども支援委員会」及び「青少年問題協議会」での検証等を踏まえ平成 30 年度に拡充等する主な施策・取組

県民文化部次世代サポート課

課 題	委員からの主な御意見	左記を踏まえ H30 年度に拡充等する主な施策・取組
<p>被害児童の性に関する意識の希薄さ、保護者の意識の向上</p>	<p>1 性教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性教育は、抽象的なものでなく、妊娠や性感染症、お互いを傷つけることもあることなど、子どもたちに整理して伝えるべき。 ● 性教育のあり方は、ただセックスがどうだとか妊娠がどうだとかではなくて、命であったり、自分自身であったり、色々なものを大事にしていくということを教育することが大事。 ● 「あなたが大事だよ」ということを家庭の中でしっかりと伝えていくべき。それが伝わっている子どもは、軽はずみな行動はしない。私はそんなことをされていい人間ではないというふうに拒否ができるはず。 ● 子どもが嫌なことは嫌という力をつけてもらいたい。CAP プログラムを幼児期から生かしてもらえらるようなことを考えてほしい。 ● 「命が大事」のみを教えるのではなく、その大事な命をどう育んでいくかというライフデザインを併せて教えていく。 ● 性に興味があることと、現実にごう実行するかは別。自分はそれをやっつていいのかという教育が、性教育の中に盛り込まれて行くことが必要。 	<p>1 性教育</p> <p>◆ 教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (新) 学校三二研修会 担任教諭等が性に関する指導に係る専門的知識や現代的課題についての研修を受講できるよう、希望する学校の教員向けに外部講師（医師、助産師等）を派遣。自校教員と近隣学校の教諭が参加（各 50 人×10 校） ・ (新) 保健・体育指導者専門研修会へ外部講師派遣 教育課程研究協議会（体育・保健体育）へ外部講師（医師、助産師等）を派遣（各 50 人×5 力所） ・ (拡) 地域三二研修会の開催 教育事務所単位で学校種類毎にテーマを絞り、授業に直結する研修にリニューアル。 参加者：小・中学校（各 50 人×4 回）、高校・特別支援：（各 50 人×4 回） <p>◆ 県民の学びの推進</p> <p>県民が自主的に開催する子ども性被害予防のための研修会等に一定額の助成を行う「子ども性被害予防のための取組支援事業補助金」（長野県将来世代応援県民会議の事業）において、地域住民の性教育や人権教育等（CAP プログラムを含む）の学びを引き続き推進</p> <p>【参考】H29 年度の補助実績（H30.3.12 現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育（12 回：参加者延べ 387 人） ・ CAP プログラム（84 回：参加者延べ 2,768 人） ・ 情報モラル教育（25 回：参加者延べ 3,710 人） <p>◆ 地域の取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひまわりっ子保健室」（地域において性教育や子ども性・心身に関する相談を行う個人又は団体の活動で、長野県将来世代応援県民会議が認定したもの）の取組を引き続き支援。 ・ (一社) 人間と性教育研究協議会全国夏期セミナー・長野大会（H30.8.4～6）の後援「子ども性被害から守る条例」関連の分科会が開催される予定

	<p>2 青少年のインターネット等の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットなどで知らない人とつながって性行為にすんなり入り込んで行ってしまおうという感覚が危険。その危険性を知らせる教育は大事。これという特効薬はないと思うので、考え得ることをやっていく。 	<p>2 青少年のインターネット等の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 普及啓発の推進 官民協働組織である「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」の議論やフォーラムにおいて、課題とされている保護者と低年齢の子どもへの普及啓発を重点的に展開 ◆ (新) フィルタリングの利用向上の取組 青少年インターネット環境整備法の一部改正（H30.2.1）に合わせ、携帯電話販売店等と連携したフィルタリングの利用向上のための取組を展開 ◆ (拡) ネットトラブルの解決支援 県の相談機関や学校等が扱う子どもネットトラブルの案件の解決に向けた専門家の助言、支援の取組を充実 ◆ 市町村との連携強化 青少年のインターネットの適正利用の推進のために市町村が行っている取組やその課題を把握し、県と市町村と連携した取組を推進 ◆ (新) 教員に対する研修の充実 中学・高校・特別支援学校の担当者対象に県内4カ所で研修会を実施（6月上旬） ◆ 性被害防止教育キャラバン隊の派遣 ネットを契機とする性被害の指導や情報モラル教育等を行う専門家・事業者を高校及び中学校へ引き続き派遣
--	---	---

<p>子どもの孤立の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な大人が関わることでできる子どもの居場所をもっと考えていかねばならない。 ●もしかしたら、保護者には言えないことがあるて、知らない人に行ってしまったのではないか。 ●学校で把握や対応ができない不登校や引きこもりの子どもに対して、きめ細かな支援をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの居場所づくり、学習支援 ・(新) 信州こどもカフェの運営の中心となる人材の発掘・育成 学習支援、食事提供、悩み相談等を行う「信州こどもカフェ」の普及・推進のため、運営の中心となる人材の発掘・育成を新たに実施 ・(拡) 生活困窮者家庭の子どもに対する学習支援事業 生活困窮家庭の不登校等の子どもに対する訪問型学習支援の実施町村の拡大 (H29:2 町→H30: 6 町村) ◆相談体制等 ・(新) 信州子どもサポート構築事業 子どもや子育て家庭の様々な課題を早期に把握し、解決・改善につなげるため、県・市町村・関係機関が連携して、切れ目なく支援する体制のモデルを構築 ・(拡) スクールカウンセラー事業 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置を拡充 H30年度から県内全ての公立学校（小・中・高・特）に対応し、「予防的な取組」や「早期発見の取組」を推進 ・(拡) スクールソーシャルワーカー活用事業 いじめ、不登校、等の背景にある家庭的な問題に対応して、児童生徒を取り巻く環境改善等を支援するため増員（H29:24人→H30:30人（予算ベース）） ・(新) SNSを活用した相談体制構築事業 中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、国の制度を活用してSNSを活用した相談のあり方を調査研究し、子どもの「相談したい気持ち」に応える体制づくりを目指す。 ・(新) SOSの出し方に関する教育の推進 命や暮らしの危機に瀕したとき、誰にどう助けを求めればよいかを学ぶ教育を市町村と連携して全県的に推進（ゼロ予算）
------------------	--	--

<p>保護者に対する支援等</p>	<p>困っている保護者に対する就労支援が特に大切。県では就労支援員を配置しているが、支援が本当に必要な人が就労支援のことを知らず、支援が行き届いていない場合がある。</p>	<p>◆ひとり親家庭の就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 就業支援員による就業相談や就業支援講習会の実施により、ひとり親家庭の自立を支援 ・ひとり親家庭職業能力開発事業 ひとり親家庭の主體的な職業能力開発の取組に対し給付金を支給し、自立を支援 <p>◆生活困窮者への就業支援</p> <p>生活就労支援センター「まいざぼ」や町村社協に設置した「まいざぼ出張相談所」で生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立を支援。</p>
<p>被害後の相談体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●直後は、本人・家族ともに、「被害感情」よりも、「これ以上、事案に触れないでほしい」、「世間を騒がせた」などの意識が強く働くため、多くの場合「ケアを望んでいない」という形になるのではないか。 ●現時点でカウンセリングやケアを必要としていないこと、将来、精神的な障害となり、ケアが必要になることもある（何年か後に、恋人ができた時など） ●今は関わってほしくないかもしれないが、後になって相談したくなかった時に相談できる機関などをペーパーで渡してほしい。 ●事情聴取の段階からカウンセラーに同席してもらい、その後のケアにつなげてもらえないか。 	<p>次世代サポート課、県警、児童相談所、りんどらうハートながの等関係機関の連絡会議において、提案の趣旨を踏まえ、可能な対応を検討。 (平成 29 年度着手)</p>

平成30年度子どもを性被害から守るための取組関係事業

県民文化部次世代サポート課まとめ

項目	事業名等	H30当初予算事業内容等	H30当初予算額 (千円)	H29当初予算額 (千円)	担当課
人権教育・性教育の充実	⑧ 性被害防止に向けた指導充実事業	情報の専門家等から成る「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を県内高校、特別支援学校(20校)及び中学(40校)へ派遣 ⑧ 拠点中学校の拡大 (H29:20校→H30:40校) ⑧ 指導方法等研修会(4地域)の開催	2,524	4,753	心の支援課
		スクールサポーターの設置 (H30:10人)	(再掲)	(再掲)	県警少年課
	⑧ 性に関する指導充実事業	教員の指導力向上を図り、性に関する指導の充実を支援 ⑧ 学校ミニ研修会(教員研修の希望校へ外部講師派遣)10校 ⑧ 保健・体育指導者専門研修会へ外部講師派遣 5か所 ⑧ 地域ミニ研修会(8地域)の開催 指導者養成のための全国研修会への教員派遣 専門研修会(全県)の開催	2,520	2,616	保健厚生課
	子どもの性被害予防のための取組支援事業	保護者や地域住民が性教育等を学ぶ取組を支援 ・性教育に関する研修事業 ・子どもを性被害から守るための人権教育研修事業 ・情報モラル教育事業	2,958	5,058	次世代サポート課
	わいせつな行為根絶のための特別対策事業	・校内外研修にてワークショップや専門家による研修の実施 ・自己分析支援チェックシートの実施	95	461	教育政策課
	社会人権教育研修会の開催	地域で人権教育・啓発を実施又は推進する方を養成する研修会の中で、性被害防止に関わる「子どもの人権」、「インターネットによる人権侵害」を取り上げ、実施	—	—	心の支援課
子どもの性被害の未然防止	デートDV防止セミナー	学生等の若年層に対して、デートDVを防止するため、男女共同参画センターが教育機関と連携しながら研修を行う。	286	286	人権・男女共同参画課
	メルマガ「ユビキタス@nagano」の発行と活用	最新のインターネット事情や性被害・ネット利用の危険性等について専門家との情報交換等を踏まえたメルマガを学校へ配布し、校内研修等に活用	—	—	
	高校生インターネット適正利用推進事業	高校生ICTカンファレンスの開催を通じて、高校生が情報モラルについて自ら考え、他者の意見を聞き、議論して意見をまとめ、インターネットの適正利用のあり方に向けた主体的な取組を支援	347	346	心の支援課
	⑧ 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業	官民協働でインターネットの適正利用のための実効性ある取組を検討、実施 ・協議会の開催 ・インターネット適正利用推進フォーラムの開催 ⑧ ネットトラブルの解決、青少年の情報モラル向上のための相談、助言等	1,737	1,152	次世代サポート課
	インターネットについてのアンケート調査の実施	インターネット利用に関する児童生徒の実態及び保護者の理解度やニーズを把握し、指導や啓発活動の焦点の明確化するためアンケート調査を実施	—	—	心の支援課
	PTA指導者研修事業	県PTA連合会及び県高等学校PTA連合会の指導者研修会において情報モラルに関する研修等を実施	173	178	文化財・生涯学習課
	生涯学習推進センター研修事業	県生涯学習推進センターの移動講座において情報モラルに関する研修等を実施	53	43	
	「インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ」の発信	県教委・県PTA連合会・県高等学校PTA連合会の連名で、学校・PTA・地域及び児童生徒に向けて共同メッセージを発信	—	—	心の支援課
	地域住民が子どもの性被害防止等の理解を深めるための公民館等における講座の機会充実	市町村教育委員会や関係機関との会議の場において公民館等を活用した学習機会の充実を要請	—	—	文化財・生涯学習課
	⑧ 子ども安全総合対策事業	・高校生スマホキャラバンの拡充 高校生が中学生に対してネットの適正利用を指導する、中高生主体の取組「高校生スマホキャラバン」の拡大及び実施に向けた指導・支援 ・TT教室の充実強化 担任とスクールサポーターが協力して行うクラス単位でのTT(ティーム・ティーチング)方式による生徒参加型ネットモラル教室の充実 ⑧ サイバー補導の強化 サイバーパトロールで不適切な書き込みをしている少年を発見、接触して直接指導・継続支援を実施	20,009	19,576	県警少年課
相談体制・居場所づくり	子ども支援センター運営事業	子どもや保護者、学校等からの相談に対応する「子どもの総合相談窓口」の運営 子どもの人権侵害に関する案件について調査・審議し、問題の解決や救済を行う「子ども支援委員会」の運営	13,800	13,202	子ども・家庭課
	学校生活相談体制充実事業	いじめや不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みの相談に応じるための電話等による相談窓口の設置。 人権教育に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感得する人権教育の推進を図るため、児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会の開催。	11,728	11,735	
	⑧ SNSを活用した相談体制構築事業	中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめ・自殺防止等に向けたSNSによる相談を実施	10,000 (H29.2補正)	—	心の支援課
	⑧ スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善	79,049	62,553	

項目	事業名等	H30当初予算事業内容等	H30当初予算額 (千円)	H29当初予算額 (千円)	担当課	
子どもの性被害の未然防止	相談体制・居場所づくり	地域・家庭における性教育の取組支援事業	地域において個人又は団体が行う子どもの心身や性に関する相談活動等の取組を「ひまわりっこ保健室」として支援 ・ひまわりっこ保健室支援事業 ・移動ひまわりっこ保健室相談事業	475	552	次世代サポート課
		官民協働の子どもの居場所づくり推進事業	学習支援、食事提供、悩み相談等を行う“一場所多役”の子どもの居場所「信州こどもカフェ」の普及拡大を図るため、その核となるコーディネーター及びこどもカフェ運営の中心となる人材の発掘・育成を支援するとともに、子どもの居場所づくりに係る運営費の補助を実施	9,910	8,677	こども・家庭課
		① 予期せぬ妊娠に悩む妊婦等支援事業	産科医療機関、乳児院等の専門機関が連携して、予期せぬ妊娠に悩む妊婦等への支援を提供する体制を構築	7,028	—	
		子ども安全総合対策事業	スクールサポーター学校訪問の活性化 学校／警察相互の信頼関係構築及び情報共有に向けたスクールサポーター学校訪問の活性化	(再掲)	(再掲)	県警少年課
子どもを見守り・育てる	青少年健全育成県民運動活性化	青少年サポーター設置事業	・青少年サポーターの委嘱及び研修会の開催 ・青少年育成コーディネーターの配置	4,074	4,578	次世代サポート課
		将来世代応援県民会議運営補助(青少年育成事業)	青少年健全育成の取組(信州あいさつ運動、少年の主張大会等)、県民会議の運営を支援	5,674	5,757	
		子ども安全総合対策事業	警察関係ボランティア活動等の活性化 青少年健全育成活動の支援、協働実施 ・少年警察大学生ボランティアの活用と活動活性化 ・規範意識醸成活動(小学児童の防犯活動参加～わが家のセーフティリーダー、ボランティアと子どもの協働活動～地域ふれあい事業)の充実 ・街頭補導活動の強化	(再掲)	(再掲)	県警少年課
性被害を受けた子どもの救済	性被害を受けた子どもを支える仕組みの構築	② スクールカウンセラー事業	児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(臨床心理士等)を配置	170,598	148,755	心の支援課
		教職員を対象とした研修等を活用した取組の推進	教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会実施	—	—	教学指導課、心の支援課、保健厚生課
			教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等の実施	—	—	
		性暴力被害者支援センター運営事業 (支援員資質向上研修会の開催)	性暴力被害者の心身の負担軽減・回復のため、電話相談や面接相談により被害状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じた支援のコーディネートを実施(産婦人科医療等)二次被害防止のため、支援先へ同行支援	19,018	16,684	人権・男女共同参画課
			性暴力被害者に適切に支援を行うため、支援員を対象に資質向上研修を実施	49	419	
子ども安全総合対策事業	・性被害に遭った少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動 生活・生育環境等を背景とした性被害に遭った少年について、当該少年の精神的被害回復や達成感・自己肯定感の醸成のため、被害少年や保護者への継続連絡・面接、農業体験や就学就労支援等を実施	(再掲)	(再掲)	県警少年課		
県民意識の醸成	啓発活動	・被害情勢等の広報・啓発 地域の性被害等情勢の把握分析と各種機会・媒体を活用した情報発信の強化	(再掲)	(再掲)	県警少年課	

県の取組関係事業 合計 362,105 307,381